

社会福祉法人大樹会 邇逅の郷訪問介護事業所 重要事項説明書
(令和7年1月1日現在)

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話 0749-28-7951

担当 管理者 片山 紀子

*ご不明な点は、何でもご相談ください。

2. 当事業所の概要

(1) 提供できるサービスの種類

施設名称	訪問介護
所在地	滋賀県彦根市日夏町151番地
介護保険事業所番号	滋賀県2570200697号
通常の事業実施地域	彦根市
営業日・時間	月曜日から金曜日 午前8時30分から午後5時30分
サービス提供曜日・時間	月曜日から日曜日 午前5時30分から午後7時30分

(2) 当事業所の職員体制

職種	常勤	非常勤	計
管理者	1名		1名
サービス提供責任者	1名		1名
訪問介護員	4名	4名	8名

3. 運営の方針

要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護、その他の生活全般にわたる援助を行います。

事業の実施にあたっては、関係市町、地域の保健・医療・福祉サービスとの密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

4. サービス内容

介護保険における訪問介護は、サービスの内容により「身体介護」と「生活援助」の2種類に区分できます。それぞれ次のようなサービス内容です。

「身体介護」

訪問介護員（ホームヘルパー）が

- ・利用者の身体に直接接触して行う介助
- ・介助に必要な準備および後片付け
- ・利用者が日常生活を営むのに必要な機能の向上等のための介助や専門的な援助

例) 起床、就寝の介助

排泄の介助

衣服の着脱の介助（更衣介助）

整容の介助（爪切り、耳かき、髪を梳く等）

身体の清拭、洗髪の介助

入浴の介助

食事の介助

体位の変換の介助

服薬の介助

移動、移乗の介助

外出、通院の介助

等々

「生活援助」

訪問介護員（ホームヘルパー）が行う、掃除・洗濯・調理などの日常生活上の援助

例) 掃除、ごみ出し

洗濯

調理

ベッドメイキング

衣服の整理、被服の補修

買い物

薬局への薬の受け取り

等々

※サービス提供時の注意事項について

- ・訪問介護は居宅の利用者へ提供されることが原則です。利用者が自宅に不在時にはサービスを提供することができません（留守宅での掃除や洗濯、留守番等は不可）。
- ・サービス内容が外出介助の場合であっても、「自宅から自宅まで」が基本で、外出先のみでの介助はできません。

例) ○ 「自宅→病院→自宅」の付き添い、介助

× 「病院内のみ」の付き添い、介助

- ・預貯金の預け入れおよび引き出しができません（預貯金通帳、カードはお預かりできません）。
- ・法律で禁止されている医療行為はできません。
- ・身体拘束その他利用者の行動を制限する行為は行いません（利用者または

第三者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く)。

・次のようなサービスは介護保険の生活援助では提供できません。

例) 利用者本人以外の洗濯、調理、買い物、布団干し等

主として利用者が使用する居室等以外の掃除

来客の応接（お茶、食事の手配）

草むしり、花木の水やり、園芸

ペットの世話（犬の散歩等）

家具、電気器具等の移動、修繕、模様替え

大掃除、窓のガラス磨き、床のワックスがけ

室内外家屋の修理、ペンキ塗り

特別な手間をかけて行う料理（おせち料理等） 等々

5. 利用料金

（1）利用料

訪問介護サービスを提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該訪問介護が法定代理受領サービスであるときは、利用者の介護保険負担割合証に記載された割合の額とします。

*介護報酬告示額・その他の具体的金額は、別紙「利用料金表」のとおりです。

（2）サービス利用にかかる実費負担額について

① 交通費

・通常の事業実施地域・・・無料

・通常の事業実施地域以外の地域にお住まいの方へのサービスの提供を行った場合

・・・通常の事業実施地域を越える地点より 1 kmあたり 50 円（公共交通機関等を利用した場合は実費）

② サービスを提供するために使用する、水道、ガス、電気等の費用は利用者の負担となります。

③ 実費負担額（交通費等）を変更する場合は、原則としてその 1 か月前までにご説明します。

（3）料金のお支払い方法

毎月 15 日までに前月分の請求を致しますので、当月末日までに、現金若しくは口座振替にてお支払いください。口座振替の際に、金融機関が休業日の場合は翌営業日となります。また、口座振替の場合は原則として領収書の発行は致しません。

6. 緊急時の対応方法

サービス提供中に容態の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、

主治医、救急隊、ご家族、居宅介護支援事業所、市町等へ連絡を致します。

7. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者のご家族、居宅介護支援事業所、市町等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

8. サービスの内容に関する相談や苦情の対応

(1) 当事業所の相談、苦情窓口

サービスのご利用に関するご相談につきましては、担当者っておりますので、お気軽にご相談ください。要望や苦情等につきましては、できるだけ速やかに対応致しますが、内容により、解決に時間がかかる場合もございますのでご了承ください。

○邂逅の郷訪問介護事業所 相談・苦情窓口

電話番号 0749-287951
受付時間 午前8時30分～午後5時30分
担当 管理者 片山 紀子

(2) 当事業所以外の相談、苦情窓口

サービスのご利用に関する相談や苦情については、お住まいの市町の福祉関係窓口へもご相談いただけます。

○彦根市福祉事務所相談窓口

電話番号 0749-239660
受付時間 午前8時30分～午後5時15分
担当 介護福祉課

また、苦情相談の窓口としては、下記の機関へもご相談いただけます。

○滋賀県国民健康保険団体連合会介護サービス苦情処理委員会

所在地 〒520-0043
滋賀県大津市中央4丁目5番9号
滋賀国保会館 滋賀県国民健康保険団体連合会内
電話番号 077-522-0065

○滋賀県運営適正化委員会（あんしん・なっとく委員会）

所在地 〒525-0072
滋賀県草津市笠山7丁目8-138
滋賀県立長寿社会福祉センター内

電話番号 077-567-4107
受付時間 午前9時00分～午後5時00分
(土・日曜日、祝祭日は除く)

○苦情処理第三者委員（公正中立な立場で苦情を受付け相談にのっていただける委員です）

氏 名 小高 寛三
住 所 [REDACTED]
電話番号 [REDACTED]

氏 名 清水 亮一
住 所 [REDACTED]

9. 損害賠償

当事業所において、事業者の責任により利用者に生じた損害については、事業者は、速やかにその損害を賠償します。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、損害の発生について、利用者に故意又は過失が認められた場合や、利用者の置かれた心身の状況等を斟酌して減額するのが相当と認められた場合には、事業者の損害賠償責任を減じさせていただきます。

令和 年 月 日

指定訪問介護サービスについて、本書面に基づいて重要な事項を説明し交付しました。

事業者所在地 滋賀県彦根市日夏町151番地
事業名 邇逅の郷訪問介護事業所
管理者 片山 紀子 印
説明者 片山 紀子 印

事業者から指定訪問介護サービスについての重要な事項の説明を受けました。

本人
住 所

氏名

(印)

本人家族・親族
住所

氏名

(印) (縦柄:)